

## 平成二十五年政令第三百二十六号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二条第二号及び第四号、第七条第二号ロ、又及びル並びに第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海賊多発海域）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

（法第二条第四号の政令で定める物資）

第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、次に掲げるものとする。

- 一 原油
- 二 小麦
- 三 大豆
- 四 塩
- 五 鉄鉱石
- 六 石炭
- 七 ナフサ
- 八 液化石油ガス
- 九 メタノール

（小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）

第三条 法第七条第二号ロの政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

- 一 統合失調症
- 二 そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）
- 三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

（人の生命又は身体を害する罪等）

第四条 法第七条第二号又の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第八十条、第九十条若しくは第九十一条第一項に規定する罪、同法第一百零一条第一項に規定する罪（同法第九十一条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百零二条に規定する罪、同法第一百零七条第一項に規定する罪（同法第一百零七条第二項に規定する罪（同法第一百零七条第一項に規定する物に損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第一百零八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第一百零九条、第二百十条、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第二百四十四条から第二百四十六条まで、第八十一条、第九十六条、第九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百三十三条後段、第二百三十四条から第二百二十六条まで、第二百二十八条、第二百二十九条若しくは第二百三十一条に規定する罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。同号において「加害目的略取未遂罪等」という。）、又は同法第二百四十条、第二百四十一条第三項、第二百四十三条（同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。）、若しくは第二百六十条後段に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものに限る。）、
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）、
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限る。）、を犯す行為に係るものに限る。）、
- 六 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二に規定する罪
- 七 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪
- 八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第四十二号）第二条に規定する罪
- 九 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、
- 十 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定する罪
- 十一 細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪
- 十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項から第三項までに規定する罪
- 十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪
- 十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条に規定する罪
- 十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六十七条に規定する罪
- 十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）、若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、に規定する罪又は同法第六条の二第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、の罪、刑法第八十条若しくは第九十九条第一項の罪、同法第一百七十一条の罪（同法第八十条又は第九十九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第九十九条、第二百二十六条第一項若しくは第二項、第二百四十六条前段若しくは第二百四十四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関

する法律第九條第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五條第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七條第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八號）第三條第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に限る。に當たる行為に係るものに限る。）

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三條に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五號）第四條に規定する罪

**第五條** 法律第七號第二號ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五條、第九十六條の三、第九十六條の四、第九十六條の五（同法第九十六條の三又は第九十六條の四に係る部分に限る。）、第九十六條の六第一項、第九十八條、第九十九條、第一百條第二項、第一百條、第一百七十七條第一項、第一百八十條（同法第一百七十六條第一項又は第一百七十七條第一項に係る部分に限る。）、第一百九十四條、第一百九十五條、第二百二十條若しくは第二百二十三條に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八條の二から第二百二十九條までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取助罪等、加害目的略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）、又は同法第二百三十四條、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一條第一項、第二百四十三條（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪

二 爆発物取締罰則第一條又は第二條に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）

三 海底電信線保護万国連合條約罰則（大正五年法律第二十號）第四條第二項に規定する罪

四 暴力行為等処罰に関する法律第一條に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）、又は暴力行為等処罰に関する法律第一條ノ三に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）

五 盜犯等の防止及び処罰に関する法律第二條（同條第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三條に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、又は盜犯等の防止及び処罰に関する法律第四條に規定する罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第一百七十七條に規定する罪

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第七十四條の四第一項又は第二項に規定する罪

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）第七十條第一項第八号に規定する罪

九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六號）第四十六條に規定する罪

十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一號）第六十三條第一号に規定する罪

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第九十七條第一項第五号（同法第九十八條に係る部分に限る。）、若しくは第六号（同法第九十八條の二十三第一項に係る部分に限る。）、第九十七條の二第十三号（同法第九十八條に係る部分に限る。）、第九十七條の三又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十號）第一百一十一條第一号に規定する罪

十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八號）第三十二條の五に規定する罪

十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九號）第六十四條に規定する罪

十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百號）第二百二十五條、第二百二十九條又は第二百三十三條第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八號）第六十九條に規定する罪

十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百六號）第二十一條第二項に規定する罪

十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九號）第三百五十六條第一号に規定する罪

十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八號）第二百三十六條第四項に規定する罪

二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二號）第七十六條に規定する罪

二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八號）第七條第二項又は第三項（同條第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六號）第二百二十六條第二項に規定する罪

二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一條又は第四條に規定する罪

二十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二條に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七號）第七十條第一号（同法第六條第三項、第二十一條第三項、第三十四條第三項、第四十四條第三項、第五十二條第二項又は第五十八條の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一條から第三條までに規定する罪

二十七 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪

二十八 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二號）第三十三條第一号（同法第四條第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七號）第四十六條第二号（同法第十五條の三第一項第三号に係る部分に限る。）、又は第三号に規定する罪

三十 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪

三十一 保険業法（平成七年法律第五十五號）第三百三十一條第四項に規定する罪

三十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五號）第五百五十五條に規定する罪

三十三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三號）第四十一條に規定する罪

三十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第六十五號）第三百十一條第六項に規定する罪

三十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十一號）第八條に規定する罪

三十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三條（同條第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四條（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）、又は第七條（同條第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五號）第二百六十條又は第二百六十三條に規定する罪

三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百號）第四百十條第四号（同法第三十一條第一項において準用する金融商品取引法第三十八條の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九號）第六十六條に規定する罪

四十 会社更生法（平成十四年法律第五十四號）第二百七十一條に規定する罪



十三号（新金融商品取引法第五十八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七号第二号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一月四日政令第四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則（令和四年七月一日政令第二四三号）抄

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（令和四年一〇月五日政令第三二二号）抄

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

附 則（令和五年七月五日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条の規定の適用については、旧刑法第七十六号、第七十七号又は第八十号（旧刑法第七十六号又は第七十七号の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新令第五号第一号に掲げる罪とみなす。

附 則（令和五年七月五日政令第二三六号）抄

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年一月三十一日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。